

フランス革命における土地

法と農民(資料の抄譯)

「近代的所有權の成立過程

に關する一考察」の追録

加藤 正男

一 一七九〇年一月二日、Périgord, Quercy および Rouergue の争い——Périgord の議員 Loys の回想記(Segnac, I-1)。

今すべての農民は rentes (年賦金) の支拂いを拒絶した。彼らは團體をつくつた。彼らは同盟を結んだ。誰も rentes を支拂うな、もしこれを支拂おうとする者があれば、絞首にせよ、と決議した。彼らは領主・僧侶その他の有産者の家々を襲つた。彼らは損害を加え、すでに受けとられた rentes の一部分を返させ、徴收した麥を賣つた者、または現實にもたない lods et ventes (賣買の際の特別税の一種)⁽¹⁾その他の權利の支拂いを受けたと見られる者に、承認および契約をさせた。——このために生じたすべての行き過ぎや不都合は、早速次のような結果を齎らした。たのむところを知らない封地⁽²⁾の領主が宣言することや愛國獻金を受けることを阻害せられたということ、

フランス革命における土地法と農民(資料の抄譯)

これである。これらの地方を平靜に戻すことのできる命令が切に望まれたであろう。——八〇歳以上のある貴族は一團の農民によりそのヤカタの中で襲撃せられた。そしてその表ゲンカンには絞首名がたてられた。この領主は餘りにも激しい襲撃のために急死した。》

二 一七九〇年九月八日、Seine-et-Marne の行政廳の、立憲議會(Assemblée constituante)に對する書(Segnac, I-3)。

《……本行政廳は、パリ國民軍司令官(commandant de la garde) de Chateauihiery 氏・戦列隊士官(officiers de troupes de ligne) Montabhan, Dufresnoy, de la Roche, de Sestamén 氏の功績を、諸氏の前に、Nemours の行政廳の責任において、認めることを喜びとする。……彼らは、はじめに受けた執拗な抵抗にもかかわらず、混亂した小教區の大部分において champars (物納年貢の一種)⁽³⁾を強制的に納めさせることに成功した。》

三 一七九〇年九月二三日、Cahors の行政官および檢事總長(Procureur général syndic)の、立憲議會に對する書(Segnac, I-2)。

《rentes の徴收の定期が近づくにつれて、……農村の人々にその義務を守らせようと思つて、われわれは理性および法というコトバを彼らに理解させようと試みた。……去る八月三〇日のわれわれの宣言の目的はここにある。この宣言は善良な市民

からは感謝をもつて迎えられたが、悪意のある者にはきわめて悪い暗示を與え、きわめてさわがしい運動を行わせる機會となつた。ここでは、市の吏員たちはこの宣言を讀もうともしなかつた。あちらでは、彼らは讀み終ることができなかつた。あるいは、彼らは二度とは讀むことができなかった。ある市では、これを讀んだ牧師は、その宣言が間違ひであつて、行政廳から出たものではない、と明言することを暴力でもつて強制せられた。他のところでは、今年の初めに王國の一部分を荒廢させた叛亂の統一的なあの合圖によつて、人々はトウモロコシの畠に歸つていつた。多くのところでは、rentesの納付者および徴收者のために絞首臺がたてられた。非常に穩健な者でも、そのいうところによれば、原證(cites primordiaux)を調べないかぎり、支拂いを拒絶した。どこでも封地(Se)の所有者は支拂いを受けうる賦課租を要求することができなかつた。……Calvros郡の一農村に、最近、絞首臺がたてられ、これに激裂なプラカードがかかげられた。……コミューンの市長および代理人が驚いたのを見て、またわれわれの要求により、公的安全のために非常に大きな熱意をもつて行進してきた國民軍および戦初隊(troups de ligne)が近づいたのを知つて、プラカードははずされ、絞首臺は取りのぞかれた。

△みなさん、われわれが最も苦しんだことは、……多くの場所、市の吏員があるいは祕密の主謀者であり、あるいは共謀者であり、あるいは……争いの無關心な目撃者だつたことである。……》

四 一七九〇年十一月五日、Pau地區の行政官の書(Senanc, Lio)。

△封地(Se)所有者および臨時的土地所有者に許された買戻の能力は、定期的諸權利(droits fixes)と一しよに買戻すべき義務のある臨時的偶然的諸權利(droits casuels et eventuels)の買戻(註七)の過大な利率によつて、まつたく空に等しいものである。こうして封建制度のあとと消すことができなものである。國民は、國有および寺院有の財産に關する諸權利の買戻が自分の意思のとおりに實現せられる、と希望してはならない。また、それから生じうる資本を國家の負債の清算に對する一助だ、と考へてはならない。このようにして國民は、舊領主に對して負わされた返済の過重と、國民が賣つた國有地の前拂とを負擔することとなつた。そのため、國民にとつても封地所有者および臨時的土地所有者にとつてと同じように、臨時的偶然的諸權利の買戻の利率が適當であるということが重要になつた。》

五 一七九〇年十一月二九日、Basses-Alpes縣の行政議會の會議録(Senanc, Lio)。

△Barnati氏はいう、……第三編第三十六條(一七九〇年三月一五日令)は述べている、第一條に書かれた諸權利の存續または定額に關する争いは、現在まで認められてきた成文法・慣習および規則で許された證據によつて、定められなければならぬ、と。……(三)しかし、そのような「特別な法も慣習も

存在しない。この問題に對する諸候會議の判定 (jurisprudence parlementaire) は非常に彈壓的なものである。……もし同じような規則を今でも守らなければならないとすれば、あらゆる争はすべての攻撃から保護せられることとなる。…… Comtat Venaisin の代表議會 (Assemblée représentative) は、……保留された封権的諸權利の原證 (titre primitif) が一六一四年以前の二つの許可によらなければ代償せられえないことを定めた。われわれにもこれと同じような法が絶対に必要である。……》

議長 (Président) Champelas

六 一七九〇年二月六日、Côte-d'Or 縣の行政官總會の決議 (Sagnac)。

《一議員によつてなされた提案——封建制度のカ酷さは、その廢止のちも、一七八九年八月四日の命令第六條によつて買戻すべき (rachatables) ものと宣言せられた rentes を舊家臣 (vassal) が返しえない状態にあるならば、永續すべく、その間彼は、lods et ventes et rachats (賣買の際の特別税の一種) の臨時的諸權利を返すべく、また利害關係人の連帶的分擔を免除すべきだ、(五) といふ。——につき、

《……》の會議 (Conseil) は、國民議會 (Assemblée nationale) が常に全市民に福祉を得させることを信念としてゐることを認め、

《前の封建的 rentes の債務者が、lods et ventes, rachats を返さないかぎり、また自分の負擔だけではなく、その共同債

フランス革命における土地法と農民(資料の抄譯)

務者の分擔を返さないかぎり、これらから免除されえないならば、封建制の廢止から結果する福祉は殆ど空に等しいものと考へ、

《八月四日の命令の有益な結果を無効なものとした諸制限に對して一般的相互的な要求が起つてゐることを、考へ、

《各所の市および選舉議會 (assemblées electorales) によつてなされた諸要求をキソとして、元の封建的 rentes の各債務者がその共同債務者の分擔額、および lods et ventes et rachats に關聯する諸權利を返す義務がなく自分の分擔額を納める自由を得るように立法してもらいたいと、行政廳をして國民議會に懇望させることを、今かさねて決議する。》

議長および書記官長 (Secrétaire général) の署名。

七 一七九一年八月七日、Seine-et-Marne 縣の長官の書 (Sagnac)。

《…… Beaumont 地方、Tely 小教區には、大きな争いが起つた。彼らは champars の徵收のためのあらゆる行爲を力でもつて拒絶した。……》

八 一七九一年二月一五日、Lourmarin (Bouches-du-Rhône) の市民の、立法議會 (Assemblée législative) に對する書 (Sagnac)。

《封建制度に關する法が公布せられてから二一カ月もたつが

これに附隨する憎むべき諸權利の一人の債務者も、いまだに買戻されてはいない。そこでわれわれは預言者の運動によつて諸氏に對し次のように斷言する、もし國民議會が、*taques* 税・*champarts* などの定期的諸權利(*droits fixes*)と臨時的諸權利(*droits casuels*)または *lods* (賣買の際の特別税の一種)とを分離した買戻をば、われわれに許さない限り、このひどい制度に服従している人々は、今後、千年たつてもなお自由といふものを知らないであろう、と。

公立憲議會 (*Assemblée constituante*) はこの怪物から田舎を解放するということだけしか考へなかつた。しかし、この方法には缺點があつた。すなわち、議會のなかには貴族と企業家とがいた。彼らはその陰謀と沈黙とによつてその怪物を保護しつくした。そしてマジメにそれをのぞこうとした議員たちはそれと戦うために必要な場所を知らなかつたということ、これである。彼らはただ攻撃の一般的計畫を示しただけである。この計畫は完全なものとして採用せられたが、不死身の怪物は、一點を除くあらゆる點において、自分に向けられた無力な矢に對し、やはり勝利者であつた。

公ほとんどすべての立憲團體は、わずかな直接「税」の義務をもつにすぎない都會人によつて構成せられているから、*taques*, *champarts*, *agriers* (物納年貢の一種), *lods*, *crus*, 領主・代理人・*fermiers* (租税・地代の請負人)・守備兵によつて苦しめられている田舎は、忘れられた。誰も田舎のために論じる者はなかつた。……われわれは非常な喜びをもつて諸氏に

報告する、封建制度の破壊は貴族にとつて致命傷である、と。彼らが亡命するのも、陰謀を企てるのも、あらゆる方面で活動するのも、みな封建制度を再建しようという希望をもつていからである。……諸氏は、自由と封建制度とがならび存在しえないことを、いま最も強く感じるであろう。》

九 一七九二年一月四日 *Châteaubriant* 地區 (*Loire-inférieure*) の、立法議會に對する書 (*Sagane*)。

公一人のあわれな家臣は奴隷状態および壓迫から他人を解放するために先祖傳來のわずかな固有財産の一部分を賣らなければならぬのか。しかも世襲財産のこの部分を誰に賣ることができるのか。自稱領主に、あの舊時代の暴君に、賣ることとなるのだ。すなわち、封建的諸權利を返すことによつて、フランスのあらゆる貨幣受託者となり、あらゆる富を集めるのは、彼らだけだ。……

公みなさん、この一般的な聲は、*Châteaubriant* 地區の諸農村や都市に、いなフランス全國にひびき渡つてゐる。》

一〇 一七九二年三月二〇日、*Chapelle-Biron* (*Lot-et-garonne*) の市民の、立法議會に對する書 (*Sagane*)。

公一七九〇年三月一五日……「ないし」二八日……「の施行令における」*rente*。その他の封建的諸權利は、もし國民議會が、*rente* の基金について、また立憲議會により定められた買戻の模式について、改正の方法をとらないならば、市民戦争を起さ

せるのに十ぶん適切である。

人々は、……もし……この違法な *rentes*、すなわちどんなに耕作にはげんでも土地収入でこれを支拂うのに足りないほどの *rentes* を、負擔することとなるのだという點に氣がつくと、力に對しては力をもつて抵抗し、生命をギセイにしても決していとわないうであらう。》

したがつて本コミュニオンは國民が自分で *rentes* の買戻を負擔しうることを要求する。

〔解説〕 譯文の一および三について。一七九〇年一月から二月にかけては農民の抵抗が激化した時期である。特に *Périgord*, *Orvèy* および *Rouergue* でのそれには目ざましいものがあつた。

譯文の一および三は、最近の日本における「左翼の暴力」について、考えさせるものをもつている。假に人々のいうように共産黨が暴力を行使したとしても、「共産黨も昭和二十一年、二十二年、二十三年という頃の歴史を考えれば、別に火災ピンを投げたわけでもないし、交番を襲撃したわけでもないの、……どうしてそうなつたのかというと、これはむしろ共産黨の側は受身なのだ、そういう形でしか活動が行えなくなつたのだという氣がするのです。共産黨員はたいの職場から首にされる。職場の中で生きて行くことさえもできない。いわんや職場の中で平和的に自分の影響力を廣げて行くといつた可能性からシャット・アウトされる。……あるいはまた、共産黨か

フランス革命における土地法と農民(資料の抄譯)

ら出て来た、中には選挙區で最高點で當選して来たような代議士を、國會から追放する。こういうことをやつて行つて、しかもなおかつ共産黨に合法的にやれ……ということを要求することは無理だといふ氣がするのです。」〔破防法の糺明〕ジュリスト No. 10 (二九頁) ともいわれている。また、「火災ピンはダレに向つて投げられたのか」(プロレタリアに向つては決して投げられはしない) という共産黨員の説明(細川嘉六氏——朝日新聞昭二七・九・二・夕刊一頁)にも耳をかたむける必要があるであらう。

譯文の二について。一七九〇年には一七八九年八月四日令(近代的所有權の出發點——*Hedemann*) を改悪する多くの所有權立法がなされた(註(六)をみよ)。Champarts は、八月四日令でも買戻すべきものであつた。

譯文の四について。Paris の行政官たちは、この書で、國家の利益と農民の利益とを結びつけようとしているのである。しかし、教會の土地(たとえば *Sagnac, supra, p. 161 et suiv.*、拙稿二六二頁以下をみよ) は多くの封建的諸權利や諸負擔をもつていたので、農民がそれを買戻すには餘りにも高すぎた。

これは、わが國戦後の「農地改革」における次のことがらを思い起させるものである。昭和二二年九月、長野縣贛尻村の上鹽尻と秋和部落では、買収農地を買わない者が七三%もあつた。その理由として、金がないからが二一・九%、農民組合の申合せによつてが二〇・三%、税金が重くなるからが七・八%などがあつたこと、これである(河合悦三「農村の生活——農地改革

前後「六四頁」。

譯文の七について。一七九一年夏は、國王・王妃などがチュイルリ王宮から逃亡し(「ヴァレンヌの逃亡」)、それが議會内外で大いに問題にされている時期である。

譯文の八について。一七九一年冬は貴族・僧侶の激しい反革命がみられた時期である。これに對しては、たとえば一月九日、立法議會は、農民ないし人民の壓力によつて、亡命貴族らに一七九二年一月一日までに武裝解除することその他を命じ、これに服従しない者は叛逆罪に處することを宣言している。

〔譯註〕

(一) 賣買の際の特別税には、*lods et ventes*(領内財産特別税)・*rachats*(買戻税)・*reliefs*(菜地相續税)などがある。一七九〇年三月一五日の施行令〔註(三)〕をみよ。

(二) 物納年貢は、領主直營地の貸賃契約において、フランスは *champart* (ドイツでは *campipar*, *terrage*, *agrier* などがある。「たとえば M. Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française* (河野健二『絶対主義の構造』二二一頁)・拙稿・後掲二四六頁をみよ。)

(三) 一七九〇年三月一五日令は、土地の無償廢止 (*abolition sans indemnité*) の範圍を狭め、買戻 (*rachat*) の範圍を擴げて、一七八九年八月四日(ないし一日)令を現貨上無効にした。(たとえば Sagnac, s. pra p.

130 et suiv. 拙稿・後掲二五五頁をみよ。)このことは最近のわが國「農地改革」の過程において、きかんに土地とりあげが行われていることを(たとえば拙稿・同志社法學一四號一五三頁をみよ)、思い起させる。

(四) 一七八九年八月四日ないし一日令は、封建的土地所有を無償で廢止するものと買戻すべきものとの二つに區別したが、同令第六條は、買戻すべきものを列舉している。その條文は次のとおりである。Ⓐあらゆる永久的地代 (*reues foncières pérennelles*) は、金納でも物納でも、その種類、その起源、その歸屬すべき人のいかんをとわず、買戻すべきものとする。あらゆる種類、あらゆる名稱の物納年貢 (*champarts*) も、議會の定める率において同じであるべきこと。Ⓑ(たとえば Sagnac, p. 85 et suiv. 拙稿二五四頁をみよ。)

(五) 一七九二年八月二〇日令は、農民の連帶責任を廢止した。すなわち、*cens*, *rentes*, *prestations* (給付)および *redevances* (賦課租)——形式が何であつても、名稱が何であつても——の支拂に關するあらゆる連帶性は無償で廢止せられる。したがつて各納付義務者は *rente* の自分の部分を自由に納めることができ、共同義務者のそれを支拂うことを強制せられない。Ⓒ(たとえば Sagnac, p. 139 et suiv. 拙稿二五九頁をみよ。)

(六) 特に顯著なものは、一七九〇年三月一五日(ないし二八日)令・五月三日(ないし九日)令・六月一五日令な

どによる諸制限。三月一五日令は、フランスの封建的所有關係の基本的なもの（あらゆる賦課租・賣買の際の特別税など）を買戻すべきもの——無償廢止ではなく——とした。また五月三日令は、買戻の様式および金額を領主（地主）本位に定めた。さらに六月一五日令は、無償廢止と買戻との區別を嚴密に維持した。

(七) 一七九二年八月二〇日令は、臨時的權利(droits casuels)と定期的權利(d. fixes)との別個買戻を定めた(同令第一條)。すなわち、 ∞ 封地(fief)または附屬地(fonds ci-devant mouvanis)の所有者、cens 賦課地内の封地の所有者、庶民の土地(roturément)の所有者のすべては、土地讓渡(concession de fonds)の原證(titre primitif)の提出によつて證明された臨時的權利と、あらゆる性質および名稱の年次的かつ定期的賦課租とを、……分けて買戻することが許される……と。

(八) cens とは、土地の使用・收益・處分(censive)を買戻すための永久的な地代。(たとえば諸井忠一『農民革命の諸問題』七五頁以下をみよ。)

【あとがき】 わたくしは、前に、「近代的所有權の成立過程に關する一考察——フランス革命における土地所有の問題」(同志社法學五號)という論文をかいた。本譯は、この拙稿を補うものの一つとして、フランス革命議會において成立した土地所有權法に對し當時のフランス農民たちがどのように抵抗したか

フランス革命における土地法と農民(資料の抄譯)

と云ふことの諸資料を、PH. Saginac, La législation civile de la Révolution Française, p. 399 et suiv. (Appendice) (J. Jaurès, Histoire socialiste de la R. F., vol. 3, p. 8 et suiv. もこれに負うところが多い)によつて抄譯したものである。これは、資料的・理論的な觀點からだけではなく、實踐的な見地からも、多少の意味をもつてある。